地方税法施行規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

目　次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）……1

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（政令附則第十一条第一項の特定貨物自動車中継輸送施設等）	（政令附則第十一条第一項の特定貨物自動車中継輸送施設等）
第六条　略	**第六条**　略
2～28　略	2～28　略
29　政令附則第十一条第十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。	29　政令附則第十一条第十六項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。
一及び二　略	一及び二　略
30　政令附則第十一条第十七項に規定する都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に定められたものに限る。）であつて、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。	
一　民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設	
二　国際会議場施設（二百人以上を収容することができ、かつ、同時通訳設備を用いた会議等の開催が可能な施設に限る。）	

三　観光案内所

四　防災上有効な備蓄倉庫

31及び32　略

33　法附則第十五条第十七項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。第三十七項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩（ふるい）分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が新設したものとする。

34～37　略

38　政令附則第十一条第二十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

39　政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一～三　略

40　政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、係

30及び31　略

32　法附則第十五条第十七項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。第三十六項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩（ふるい）分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が新設したものとする。

33～36　略

37　政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

38　政令附則第十一条第二十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一～三　略

39　政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める要件は、係

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

41　略

42　政令附則第十一条第二十五項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一～三　略

43　略

44　政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一～六　略

45　政令附則第十一条第二十七項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

46　政令附則第十一条第二十八項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十七項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

47～56　略

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

40　略

41　政令附則第十一条第二十四項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一～三　略

42　略

43　政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一～六　略

44　政令附則第十一条第二十六項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

45　政令附則第十一条第二十七項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十六項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

46～55　略

57　政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

58　政令附則第十一条第三十三項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二　略

59　法附則第十五条第二十九項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一　政令附則第十一条第三十二項第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二　政令附則第十一条第三十二項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備
三　政令附則第	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源

56　政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

57　政令附則第十一条第三十二項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一　農業用道路

二　林道

58　法附則第十五条第二十九項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一　政令附則第十一条第三十一項第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二　政令附則第十一条第三十一項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備
三　政令附則第	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供

十一条第三十二項第三号に規定する事業者	供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

60　略

61　政令附則第十一条第三十四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

62　政令附則第十一条第三十四項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一～十一　略

63　政令附則第十一条第三十四項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一～五　略

64　政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

65　政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

十一条第三十二項第三号に規定する事業者	給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

59　略

60　政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

61　政令附則第十一条第三十三項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一～十一　略

62　政令附則第十一条第三十三項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一～五　略

63　政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

64　政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

66　政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

67　政令附則第十一条第四十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

68及び69　略

70　政令附則第十一条第四十一項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一～三　略

71　略

72　政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

65　政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

66　政令附則第十一条第三十九項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

67及び68　略

69　政令附則第十一条第四十項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一～三　略

70　略

71　政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

73　政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一　当該事業が行われる政令附則第十一条第四十三項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二　略

74～78　略

79　政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一　略

二　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十四項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

80　政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。

81　政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一及び二　略

72　政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一　当該事業が行われる政令附則第十一条第四十二項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二　略

73～77　略

78　政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一　略

二　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十三項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

79　政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。

80　政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一及び二　略

82　政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

83　政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一及び二　略

84　略

85　政令附則第十一条第四十八項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第四十九項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

86　政令附則第十一条第四十八項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が同条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

一及び二　略

81　政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二　略

82　政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一及び二　略

83　略

84　政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第四十八項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

85　政令附則第十一条第四十七項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が同条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

87	政令附則第十一条第四十九項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。
88	略

86	政令附則第十一条第四十八項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。
87	略